

福祉コミュニティ特区

都道府県名：

熊本県

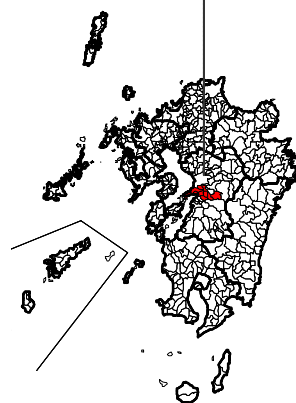
申請主体名：

熊本県、宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町、砥用町

区域の範囲：

宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町の全域

宇土市を含む
10市町



特区の概要：

障害児・者、高齢者、その家族など誰もが、少ないコストで、身近な地域でより多くの福祉サービスを受けられるような地域を目指し、指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業を実施するとともに、障害児・者及び要介護高齢者等移動制約者に対する低廉な移送サービスを実施することにより、地域福祉の充実等を図り、もって当該地域の活性化を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
- ・NPOによるボランティア輸送の有償化



「夏休みの障害児預かり事業」を視察する潮谷知事（中央）

身近なところでより多くの福祉サービスを受けられるコミュニティづくり

